

2021年度

大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書

(様式第2号)

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	大阪経済法科大学
設置者名	学校法人 大阪経済法律学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
経済学部	経済学科	夜・通信	16	52	0	68	13	
	経営学科	夜・通信			0	68	13	
経営学部	経営学科	夜・通信	8	0	66	74	13	
法学部	法律学科	夜・通信	16	0	26	42	13	
国際学部	国際学科	夜・通信	8	0	28	36	13	
(備考) 経済学部経営学科は平成31年4月に学生募集停止。従前の教育課程に基づき、「実務経験のある教員等による授業科目」の単位数を記載。 経営学部経営学科は平成31年4月開設。令和3年度に開講している「実務経験のある教員等による授業科目」の単位数を記載。								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

本学ホームページの「シラバス」ページで公表 https://www.keiho-u.ac.jp/life/study/syllabus.html
--

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	大阪経済法科大学
設置者名	学校法人 大阪経済法律学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

下記ホームページにて公表
<https://www.keiho-u.ac.jp/about/publication/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	専門学校校長（現職）	平成31年3月 28日～令和5 年3月27日	教学担当 情報化担当
非常勤	新聞社関連企業 代表取締役社長（前職）	平成31年3月 28日～令和5 年3月27日	大学広報担当
（備考）			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	大阪経済法科大学
設置者名	学校法人 大阪経済法律学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p> <p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 本学では、経済学部、経営学部、法学部及び国際学部において、令和3年度の授業計画書(シラバス)の作成及び公表について、以下のとおり実施している。</p> <p><令和3年度 授業計画書(シラバス)の作成過程></p> <p>1) 令和2年11月、教務委員会及び各学部・教養部教授会において、「2021年度シラバス作成のためのガイドライン」(以下、シラバス作成ガイドライン)について審議・了承。</p> <p>シラバス作成ガイドラインでは、授業の目的及び概要、各回の授業計画・内容、学修の到達目標、授業の方法、成績評価の方法・基準等に関する記載内容や記載方法、留意点等が示されており、授業を担当する教員は、このシラバス作成ガイドラインに基づき授業計画書(シラバス)を作成することとなっている。</p> <p>2) 令和2年11月～令和3年2月にかけて、授業担当教員が、授業計画書(シラバス)を作成。</p> <p><シラバスの記載項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・科目ナンバリング ・授業の目的及び概要 ・DPとの関連 ・学修の到達目標 ・授業の方法 ・フィードバックの方法 ・アクティブ・ラーニングの取組み ・実務経験のある教員による授業科目 ・テキスト・参考書 ・成績評価の方法・基準 ・各回の授業計画・事前事後学修 <p>…など</p> <p>3) 令和2年12月～令和3年2月にかけて、各学部長・教養部長の責任のもと、全ての授業計画書(シラバス)について、授業担当教員以外の教員が、「シラバス作成ガイドライン」に沿って、授業計画書(シラバス)の記載内容が適正であるかといった観点から検証作業を実施。検証の結果、改善が必要な事項については、シラバスを作成した教員に報告し、必要な改善を行った。</p> <p>4) 令和3年3月、授業計画書(シラバス)の公表。 公表方法は、本学のホームページに掲載。 https://www.keiho-u.ac.jp/life/study/syllabus.html</p>

<p><授業計画書の作成・公表時期（令和3年度 授業計画書）></p> <p>1) 授業計画書の作成時期：令和2年11月～令和3年2月</p> <p>2) 授業計画書の公表時期：令和3年3月</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>https://www.keiho-u.ac.jp/life/study/syllabus.html</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>本学では、経済学部、経営学部、法学部及び国際学部において、各授業科目の学修成果の評価に係る取組について、以下のとおり実施している。</p> <p>1) 単位授与及び成績評価については、以下のとおり、学則及び各学部履修規程において定めている。</p> <p>【学 則】</p> <p>第10条 学生は、指定された期日内に履修希望の授業科目を届け出て承認を得なければならない。</p> <p>第11条 授業科目修了の認定は、筆記又は口述による試験その他適当な方法による。ただし、演習、実験、実習及び体育の実技等は、平常の成績によることができる。</p> <p>第12条 授業科目修了の認定は、学期末又は学年末に行う。</p> <p>第13条 授業科目修了の認定は、秀・優・良・可・不可に分け、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。</p> <p>第14条 合格した授業科目については、所定の単位の修得を認める。</p> <p>【経済学部履修規程】</p> <p>(試験の区分)</p> <p>第14条 試験は、定期試験、臨時試験、追試験及び卒業再試験とする。</p> <p>2 定期試験は、学期末試験期間中に行う試験をいう。</p> <p>3 臨時試験は、担当教員が必要に応じて臨時に行う試験をいう。</p> <p>4 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受けることができなかった者に対して行う試験をいう。</p> <p>5 卒業再試験は、当該年度の卒業予定者で、定期試験に不合格となったときに、その試験に合格することによって卒業要件を満たすことができるものに対して行う試験をいう。</p> <p>(成績評価等)</p> <p>第15条 成績評価は、試験その他平素の成績を総合して行うものとする。</p> <p>2 成績は、最高評点を100点、合格点を60点以上とし、成績評価の評語、GP (Grade Point)、評点及び評価基準は、次のとおりとする。</p>	

評語		GP	評点	評価基準
秀	S	4	90 点以上	各授業科目に定める学修の到達目標を達成し、特に優れた成果を修めている。
優	A	3	80 点以上 89 点以下	各授業科目に定める学修の到達目標を達成し、優れた成果を修めている。
良	B	2	70 点以上 79 点以下	各授業科目に定める学修の到達目標を達成し、良好な成果を修めている。
可	C	1	60 点以上 69 点以下	各授業科目に定める学修の到達目標を達成している。
不可	D	0	59 点以下	各授業科目に定める学修の到達目標を達成していない。

3 編入学、留学及び技能資格等により単位を認定した科目の評価は、「認定」とする。

4 GPA (Grade Point Average) の算定は、次の計算式による。ただし、第4条に定める卒業に要する単位数に含まれない科目及び「認定」と評価した科目については、GPAの算定には含めない。

$$GPA = (\text{履修科目の GP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の総和} / (\text{履修科目の総単位数})$$

※経営学部、法学部、国際学部履修規程の該当箇所については、上記経済学部履修規程と同様の内容のため省略する。

2) 各授業科目の具体的な成績評価の方法及び基準については、授業計画書(シラバス)の「成績評価の方法・基準」の項目において、具体的に記載している。授業計画書(シラバス)の「成績評価の方法・基準」は、本学ホームページに公表し、学生にあらかじめ示している。

3) 担当教員は、上記1)の学則及び各学部履修規程の規定のもと、2)の授業計画書(シラバス)に記載された「成績評価の方法・基準」のとおり、学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、各授業科目の学修成果を厳格かつ適正に評価し、これに基づき、単位の認定を行っている。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

本学では、経済学部、経営学部、法学部及び国際学部において、客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組について、以下のとおり実施している。

< GPA等の客観的な指標の具体的な内容(指標の算出方法など) >

各学部の履修規程において、GPAを以下のとおり定めている。

【経済学部履修規程】

(成績評価等)

第15条 成績評価は、試験その他平素の成績を総合して行うものとする。

2～3 (略)

4 GPA (Grade Point Average) の算定は、次の計算式による。ただし、第4条に定める卒業に要する単位数に含まれない科目及び「認定」と評価した科目については、GPAの算定には含めない。

$$GPA = (\text{履修科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の総和} / (\text{履修科目の総単位数})$$

※経営学部、法学部、国際学部履修規程の該当箇所については、上記経済学部履修規程と同様の内容のため省略する。

<客観的な指標の算出方法の公表>

GPAの算出方法については、以下のとおり、本学ホームページに掲載し、公表している。

<https://www.keiho-u.ac.jp/life/study/>

<客観的な指標の適切な実施状況>

GPAの実施については、各学生の履修科目の成績に基づき、上記のGPAの算出方法(計算式)により、GPAを算出している。算出したGPAは、成績通知書に記載し、学生に通知している。

<成績の分布状況の把握>

添付資料の「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」のとおり、学部学科毎の成績の分布状況について把握をしている。

また、授業科目別GPAの一覧及び分布状況について、教務委員会及び各学部・教養部教授会において報告し、確認をしている。

客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.keiho-u.ac.jp/life/study/
------------------	---

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本学では、卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組について、以下のとおり実施している。

<卒業の認定に関する方針の具体的な内容>

卒業の認定に関する方針については、各学部学科で「学位授与の方針(DP)」を以下のとおり定め、本学ホームページに公表している。

【経済学部経済学科の学位授与の方針 (DP)】

経済学部経済学科では、学士課程教育を通して以下の知識・能力を身につけている学生に対して「学士 (経済学)」の学位を授与する。

1. 経済理論に関する専門知識と経済学的思考能力を身につけている。
2. 国際経済、都市経済、現代日本経済といった専門分野に関する深い知識を修得するとともに、グローバル経済と日本経済における諸課題を理解し、解決策を提案する能力を身につけている。
3. 経済理論の専門知識を応用し、経済全体の動向や諸問題を考察するための「実学としての経済学」を身につけている。
4. 情報活用能力、数的処理能力、日本語及び外国語能力、コミュニケーション能力とともに幅広い教養及び国際感覚を身につけている。
5. 経済学的思考を用いて、幅広い経済社会の一員として行動できる能力を身につけている。

【経済学部経営学科の学位授与の方針 (DP)】

経済学部経営学科では、資金調達、人材の育成、マーケティングなど企業をはじめとする組織の経営の現状や課題を理解し、社会や継続的事業体の内部において、顧客・同僚など他者の気持ちを推察しながら、的確な行動ができるとともに、グローバル化する現代ビジネスの諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指している。学士課程教育を通して以下の能力を身につけている学生に対して「学士 (経営学)」の学位を授与する。

1. 日本語及び外国語の活用能力、数的処理能力、情報活用能力とともに幅広い教養及び国際感覚を身につけている。
2. 経営学を中心とする幅広い専門知識を身につけている。
3. 企業をはじめとする組織の経営問題を理解し、その解決の方法を考える力を身につけている。
4. 他の人々と協働し、企業をはじめとする組織の一員として活躍できる能力を身につけている。

【経営学部経営学科の学位授与の方針 (DP)】

経営学部経営学科では、その教育目的である「経営学を中心とする幅広い専門知識と多様な応用能力を修得し、技術革新やグローバル化の進展によって産業や社会システムが変化する中で、実践的な課題解決力を備え、現代ビジネスの諸課題に主体的・創造的に対応できる人材の育成」を目指しており、学士課程教育を通して以下の知識・能力を身につけている学生に対して「学士 (経営学)」の学位を授与する。

1. 経営学の基礎的な概念・理論・命題を理解した上で、経営管理論・商学・会計学といった経営学の諸領域から多様な知識や技能を身につけ、経営において生じる諸課題を解決する力を身につけている。
2. 情報活用能力、数的処理能力、日本語及び英語運用能力、コミュニケーション能力とともに幅広い教養及び国際感覚を身につけている。
3. 他者と協働しながら主体的に判断し、リーダーシップをもって行動する力を身につけている。
4. 産業や社会システムが変化するなかで、柔軟な発想と行動力をもって、新たな価値を創造していく力を身につけている。

【法学部法律学科の学位授与の方針 (DP)】

法学部法律学科は、個人から国家間の諸関係に至るまでの現代社会の当面する諸課題を理解し、正義と公平に基づく法的素養を持って、その解決策を考える市民の育成を目指している。具体的には、法に基づいて紛争を解決する弁護士などの法律専門職、法治国家の担い手である公務員、コンプライアンスに対する考え方や意識を身に付けた企業などで働く人々の育成である。学士課程教育によって、以下の能力を身につけている学生に対して「学士 (法学)」の学位を授与する。

1. 自由、平等、民主主義などの価値原理を基礎とする、法と政治に関する基本的専門知識を体系的に理解している。
2. 個人から国家に至るまで当事者間で発生する諸課題を理解し、法的知識・技能をもとにして、多様な価値観や利害関係に適した解決策を考える力を身につけている。
3. グローバル化する現代社会の一員として、他者と協調・協働できる能力を身につけている。
4. 論理的な思考力と豊かな表現力とともに幅広い教養および実践感覚を身につけている。

【国際学部国際学科の学位授与の方針 (DP)】

国際学部国際学科は、異文化理解・多文化共生を育み、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション能力を身につけるとともに、幅広い教養と専門性を備え、チームワークとリーダーシップをもって、国際的なビジネス・市民社会で活躍できる人材の育成を目指している。国際性と学際性を特質とする学士課程教育によって、以下の能力を身につけている学生に対し、「学士 (国際学)」の学位を授与する。

1. グローバル化する現代社会の諸問題を理解し、理論と知識をもってその解決に向けて自ら考え、取り組む姿勢を身につけている。
2. 英語を中心として、国際コミュニケーションに必要なコミュニケーションのツールとスキルを活用する能力を修得している。
3. 国際社会の多様性を尊重しつつ、同時に自己のアイデンティティをもって行動することができる能力を修得している。
4. 異なる価値観や文化的背景をもつ他者と協力し、社会の一員として活躍できる能力と生涯にわたる就業力を身につけている。

以上の学位授与の方針 (DP) に基づき、各学部学科の卒業の要件を定めている。卒業要件については、以下の本学ホームページに掲載し、公表している。

<https://www.keiho-u.ac.jp/life/study/>

<卒業の認定に関する方針の適切な実施状況>

卒業の認定に関する方針の実施については、経済学部、法学部及び国際学部において、以下のとおり、学則、各学部履修規程及び各学部教授会規程に基づき、卒業判定を行い、適切に実施している。(経営学部は令和元年度開設のため、卒業の認定については未実施。)

【学 則】

第15条 4年以上在学して、所定の授業科目につき定められた単位を修得した者には、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。

【経済学部履修規程】

第16条 4年以上在学し、経済学部の所定の課程を修めた者には、卒業を認定する。

2 春学期末において所定の課程を修めた者には、春学期末の卒業を認定する。

【経済学部教授会規程】

第2条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、再入学及び卒業
 - (2) 学位の授与
- (以下、略)

※法学部及び国際学部の履修規程及び教授会規程の該当箇所については、上記経済学部の履修規程及び教授会規程と同様の内容のため省略する。

1) 卒業要件に基づく卒業判定案の作成

教務部が、各学部学科の卒業要件に基づき、卒業判定案を作成。その後、教務委員会において、卒業判定案について審議し、各学部教授会に諮ることを了承。

2) 教授会の審議

各学部教授会において、卒業判定案について審議し、学長が卒業を決定するに当たり、教授会の意見を述べる。

3) 学長による卒業の認定

教授会の意見を受け、学長が卒業判定案に係る稟議を決裁し、卒業を認定する。

4) 卒業発表

学長の稟議決裁後、卒業合格者を発表する。

卒業の認定に関する方針の公表方法	経済学部経済学科 https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/economics/economics-policy.html
	経済学部経営学科 https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/dept_economics/administration/dp_cp/
	経営学部経営学科 https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/business/business-policy.html
	法学部法律学科 https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/law/law-policy.html
	国際学部国際学科 https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/international/international-policy.html

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	大阪経済法科大学
設置者名	学校法人 大阪経済法律学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.keiho-u.ac.jp/about/financial/
収支計算書又は損益計算書	https://www.keiho-u.ac.jp/about/financial/
財産目録	https://www.keiho-u.ac.jp/about/financial/
事業報告書	https://www.keiho-u.ac.jp/about/financial/
監事による監査報告(書)	https://www.keiho-u.ac.jp/about/financial/

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:事業計画(2021年度) 対象年度:令和3年度)
公表方法: https://www.keiho-u.ac.jp/about/financial/
中長期計画(名称:学校法人大阪経済法律学園 中長期計画 対象年度:令和元年度~令和5年度)
公表方法: https://www.keiho-u.ac.jp/about/financial/

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: https://www.keiho-u.ac.jp/about/accreditation/

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: https://www.keiho-u.ac.jp/about/accreditation/ https://www.jiheer.or.jp/achievement/archive_year/index.cgi?fyear=11
--

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 経済学部
<p>教育研究上の目的</p> <p>経済学科：https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/economics/economics-policy.html</p> <p>経営学科：https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/dept_economics/administration/dp_cp/</p>
<p>(概要)</p> <p>【経済学部経済学科の教育研究上の目的】</p> <p>経済学部経済学科は、経済学を中心とする幅広い専門知識と経済学的思考能力を有し、内外の経済情勢の変化を踏まえつつ、経済社会が直面する諸問題を理解し、実学の精神を持って、グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。</p> <p>【経済学部経営学科の教育研究上の目的】</p> <p>経済学部経営学科は、経営学を中心とする幅広い専門知識とその実践的応用能力を有し、社会や継続的事業体の内部において、顧客や同僚など他者の気持ちを推察しながら、的確な行動ができるとともに、グローバル化する現代ビジネスの諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。</p>
<p>卒業の認定に関する方針（公表方法：</p> <p>経済学科：https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/economics/economics-policy.html</p> <p>経営学科：https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/dept_economics/administration/dp_cp/</p>
<p>(概要)</p> <p>【経済学部経済学科の学位授与の方針（DP）】</p> <p>経済学部経済学科では、学士課程教育を通して以下の知識・能力を身につけている学生に対して「学士（経済学）」の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経済理論に関する専門知識と経済学的思考能力を身につけている。 2. 国際経済、都市経済、現代日本経済といった専門分野に関する深い知識を修得するとともに、グローバル経済と日本経済における諸課題を理解し、解決策を提案する能力を身につけている。 3. 経済理論の専門知識を応用し、経済全体の動向や諸問題を考察するための「実学としての経済学」を身につけている。 4. 情報活用能力、数的処理能力、日本語及び外国語能力、コミュニケーション能力とともに幅広い教養及び国際感覚を身につけている。 5. 経済学的思考を用いて、幅広い経済社会の一員として行動できる能力を身につけている。 <p>【経済学部経営学科の学位授与の方針（DP）】</p> <p>経済学部経営学科では、資金調達、人材の育成、マーケティングなど企業をはじめとする組織の経営の現状や課題を理解し、社会や継続的事業体の内部において、顧客・同僚など他者の気持ちを推察しながら、的確な行動ができるとともに、グローバル化する現代ビジネスの諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指している。学士課程教育を通して以下の能力を身につけている学生に対して「学士（経営学）」の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本語及び外国語の活用能力、数的処理能力、情報活用能力とともに幅広い教養及び国際感覚を身につけている。 2. 経営学を中心とする幅広い専門知識を身につけている。 3. 企業をはじめとする組織の経営問題を理解し、その解決の方法を考える力を身に

<p>つけている。</p> <p>4. 他の人々と協働し、企業をはじめとする組織の一員として活躍できる能力を身につけている。</p>
<p>教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法： 経済学科：https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/economics/economics-policy.html 経営学科：https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/dept_economics/administration/dp_cp/)</p>
<p>（概要）</p> <p>【経済学部経済学科の教育課程の編成・実施の方針（CP）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幅広い知識を身につける教養学修 2. 順次性に基づく専門学修 3. 卒業要件と履修指定科目の設定 4. 学修指導とキャリア形成 5. 多様な学修空間の形成と成果の発表、蓄積 6. カリキュラム体系 <p>【経済学部経営学科の教育課程の編成・実施の方針（CP）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幅広い知識を身につける教養学修 2. 順次性に基づく専門学修 3. 卒業要件と履修指定科目の設定 4. 学修指導とキャリア形成 5. 多様な学修空間の形成と成果の発表、蓄積 6. カリキュラム体系
<p>入学者の受入れに関する方針（公表方法： 経済学科：https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/economics/economics-policy.html 経営学科：https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/dept_economics/administration/dp_cp/)</p>
<p>（概要）</p> <p>【経済学部経済学科の入学者受入れの方針（AP）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の建学の理念、使命及び経済学部経済学科の教育目的を理解し、以下のような目標・意欲を持っている。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 経済学を中心とする幅広い専門知識とその実践的応用力を活用して、現代社会の経済現象や課題を理解し、経済社会のグローバル化に伴う諸問題を解決しようとする意欲を持っている。 (2) 高度専門職業人や公務員として活躍したい、又は創造的なビジネスパーソンや起業家を目指したいという意欲を持っている。 (3) 国際化・情報化社会に主体的に対応し、関連する知識や技術を活用して、国際社会・地域社会で活躍しようとする意欲を持っている。 2. 高等学校で学習する国語、英語、歴史、公民、地理、数学などについて、高等学校卒業相当の基礎学力を有している。 3. 高等学校での学習・活動を通じて、英語、商業・簿記、情報処理などの資格を取得したり、様々なスポーツ・文化活動やボランティア活動などに取り組んだ経験を有している。 4. 社会的事象に対して知的関心を持ち、自身の考えをまとめ、その考えを表現することができる。また、主体性を持って多様な人々とともに学ぶ態度を持っている。 5. 上記のような資質ある者に対して、素養をはかるためにAO入試、推薦試験、一般試験などの入学者選抜を実施して、多面的・総合的に評価することによって多様な個性・能力を持つ人材を受け入れる。

<p>【経済学部経営学科の入学者受入れの方針（AP）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の建学の理念、使命及び経済学部経営学科の教育目的を理解し、以下のような目標・意欲を持っている。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 経営学を中心とする幅広い専門知識とその実践的応用力を活用して、企業をはじめとする組織の経営問題を理解し、グローバル化する現代ビジネスの諸問題を解決しようとする意欲を持っている。 (2) 会計専門職(公認会計士・税理士)など高度専門職業人として活躍したい、又は創造的なビジネスパーソンや起業家を目指したいという意欲を持っている。 (3) 国際化・情報化社会に主体的に対応し、関連する知識や技術を活用して、国際社会・地域社会で活躍しようとする意欲を持っている。 2. 高等学校で学習する国語、英語、歴史、公民、地理、数学などについて、高等学校卒業相当の基礎学力を有している。 3. 高等学校での学習・活動を通じて、英語、商業・簿記、情報処理などの資格を取得したり、様々なスポーツ・文化活動やボランティア活動などに取り組んだ経験を有している。 4. 社会的事象に対して知的関心を持ち、自身の考えをまとめ、その考えを表現することができる。また、主体性を持って多様な人々とともに学ぶ態度を持っている。 5. 上記のような資質ある者に対して、素養をはかるためにAO入試、推薦試験、一般試験などの入学者選抜を実施して、多面的・総合的に評価することによって多様な個性・能力を持つ人材を受け入れる。

<p>学部等名 経営学部</p>
<p>教育研究上の目的 (公表方法：https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/business/business-policy.html) (概要) 【経営学部経営学科の教育研究上の目的】 経営学部経営学科は、経営学を中心とする幅広い専門知識と多様な応用能力を修得し、技術革新やグローバル化の進展によって産業や社会システムが変化する中で、実践的な課題解決力を備え、現代ビジネスの諸課題に主体的・創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。</p>
<p>卒業の認定に関する方針 (公表方法：https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/business/business-policy.html) (概要) 【経営学部経営学科の学位授与の方針（DP）】 経営学部経営学科では、その教育目的である「経営学を中心とする幅広い専門知識と多様な応用能力を修得し、技術革新やグローバル化の進展によって産業や社会システムが変化する中で、実践的な課題解決力を備え、現代ビジネスの諸課題に主体的・創造的に対応できる人材の育成」（学則第2条第2項（2））を目指しており、学士課程教育を通して以下の知識・能力を身につけている学生に対して「学士（経営学）」の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営学の基礎的な概念・理論・命題を理解した上で、経営管理論・商学・会計学といった経営学の諸領域から多様な知識や技能を身に付け、経営において生じる諸課題を解決する力を身に付けている。 2. 情報活用能力、数的処理能力、日本語及び英語運用能力、コミュニケーション能力とともに幅広い教養及び国際感覚を身に付けている。 3. 他者と協働しながら主体的に判断し、リーダーシップをもって行動する力を身に付けている。

<p>4. 産業や社会システムが変化するなかで、柔軟な発想と行動力をもって、新たな価値を創造していく力を身に付けている。</p>
<p>教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法：https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/business/business-policy.html)</p>
<p>(概要) 【経営学部経営学科の教育課程の編成・実施の方針（CP）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コース制による体系的学修 2. 幅広い知識を身につける教養学修 3. 順次性に基づく専門学修 4. 卒業要件と履修指定科目の設定 5. 学修指導とキャリア形成 6. 多様な学修空間の形成と成果の発表、蓄積 7. カリキュラム体系
<p>入学者の受入れに関する方針 (公表方法：https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/business/business-policy.html)</p>
<p>(概要) 【経営学部経営学科の入学者受入れの方針（AP）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の建学の理念、使命及び経営学部経営学科の教育目的を理解し、以下のような目標・意欲を持っている。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 経営学を中心とする幅広い専門知識とその実践的応用能力を活用して、企業をはじめとする組織の経営問題を理解し、技術革新やグローバル化が進展するなかで、現代ビジネスの諸問題を解決しようとする意欲を持っている。 (2) 会計専門職（公認会計士・税理士）など高度専門職業人として活躍したい、又は創造的なビジネスパーソンや起業家を目指したいという意欲を持っている。 (3) 国際化・情報化社会に主体的に対応し、関連する知識や技術を活用して、国際社会・地域社会で活躍しようとする意欲を持っている。 2. 高等学校で学習する国語、英語、歴史、公民、地理、数学などについて、高等学校卒業相当の基礎学力を有している。 3. 高等学校での学習・活動を通じて、英語、商業・簿記、情報処理などの資格を取得したり、様々なスポーツ・文化活動やボランティア活動などに取り組んだ経験を有している。 4. 社会的事象に対して知的関心を持ち、自身の考えをまとめ、その考えを表現することができる。また、主体性を持って多様な人々とともに学ぶ態度を持っている。 5. 上記のような資質のある者に対して、素養をはかるためにAO入試、推薦試験、一般試験などの入学者選抜を実施して、多面的・総合的に評価することによって多様な個性・能力を持つ人材を受け入れる。

学部等名 法学部
教育研究上の目的 (公表方法 : https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/law/law-policy.html)
(概要) 【法学部法律学科の教育研究上の目的】 法学部法律学科は、基礎的な法学教育を土台として、法と政治についての高度な専門知識を授け、正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民の育成を目指して、教育研究を行う。
卒業の認定に関する方針 (公表方法 : https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/law/law-policy.html)
(概要) 【法学部法律学科の学位授与の方針 (DP)】 法学部法律学科は、個人から国家間の諸関係に至るまでの現代社会の当面する諸課題を理解し、正義と公平に基づく法的素養を持って、その解決策を考える市民の育成を目指している。具体的には、法に基づいて紛争を解決する弁護士などの法律専門職、法治国家の担い手である公務員、コンプライアンスに対する考え方や意識を身に付けた企業などで働く人々の育成である。学士課程教育によって、以下の能力を身につけている学生に対して「学士(法学)」の学位を授与する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 自由、平等、民主主義などの価値原理を基礎とする、法と政治に関する基本的専門知識を体系的に理解している。 2. 個人から国家に至るまで当事者間で発生する諸課題を理解し、法的知識・技能をもとにして、多様な価値観や利害関係に適した解決策を考える力を身につけている。 3. グローバル化する現代社会の一員として、他者と協調・協働できる能力を身につけている。 4. 論理的な思考力と豊かな表現力とともに幅広い教養および実践感覚を身につけている。
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法 : https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/law/law-policy.html)
(概要) 【法学部法律学科の教育課程の編成・実施の方針 (CP)】 <ol style="list-style-type: none"> 1. コース制による体系的学修 2. 幅広い知識を身につける教養学修 3. 順次性に基づく専門学修 4. 卒業要件と履修指定科目の設定 5. 学修指導と就業力育成 6. 多様な学修空間の形成と成果の発表、蓄積 7. カリキュラム体系
入学者の受入れに関する方針 (公表方法 : https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/law/law-policy.html)
(概要) 【法学部法律学科の入学者受入れの方針 (AP)】 <ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の建学の理念、使命及び法学部法律学科の教育目的を理解し、以下のような目標・意欲を持っている。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民として、法学を学ぼうとする意欲を持っている。

<p>(2) 法学に関する専門知識を修得し、裁判官、検察官、弁護士および司法書士などの法律専門職を目指す意欲を持っている。</p> <p>(3) 公務員としての基礎的知識を習得し、行政職、警察官および消防官などの公務員を目指す意欲を持っている。</p> <p>(4) 国際化・情報化社会に主体的に対応し、民間企業を中心に幅広い分野で活躍しようとする意欲を持っている。</p> <p>2. 高等学校で学習する国語、英語、歴史、公民、地理、数学などについて、高等学校卒業相当の基礎学力を有している。</p> <p>3. 高等学校での学習・活動を通じて、英語、商業・簿記、情報処理などの資格を取得したり、様々なスポーツ・文化活動やボランティア活動などに取り組んだ経験を有している。</p> <p>4. 社会的事象に対して知的関心を持ち、自身の考えをまとめ、その考えを表現することができる。また、主体性を持って多様な人々とともに学ぶ態度を持っている。</p> <p>5. 上記のような資質ある者に対して、素養をはかるためにAO入試、推薦試験、一般試験などの入学者選抜を実施して、多面的・総合的に評価することによって多様な個性・能力を持つ人材を受け入れる。</p>

<p>学部等名 国際学部</p>
<p>教育研究上の目的 (公表方法：https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/international/international-policy.html)</p>
<p>(概要) 【国際学部国際学科の教育研究上の目的】 国際学部国際学科は、異文化理解と多文化共生を育み、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション能力を身につけるとともに、幅広い教養と専門性を備え、チームワークとリーダーシップをもって、国際的なビジネス・市民社会で活躍できる人材の養成を目指して、教育研究を行う。</p>
<p>卒業の認定に関する方針 (公表方法：https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/international/international-policy.html)</p>
<p>(概要) 【国際学部国際学科の学位授与の方針 (DP)】 国際学部国際学科は、異文化理解と多文化共生を育み、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション能力を身につけるとともに、幅広い教養と専門性を備え、チームワークとリーダーシップをもって、国際的なビジネス・市民社会で活躍できる人材の育成を目指している。国際性と学際性とを特質とする学士課程教育によって、以下の能力を身につけている学生に対し、「学士 (国際学)」の学位を授与する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. グローバル化する現代社会の諸問題を理解し、理論と知識をもってその解決に向けて自ら考え、取り組む姿勢を身につけている。 2. 英語を中心として、国際コミュニケーションに必要なコミュニケーションのツールとスキルを活用する能力を修得している。 3. 国際社会の多様性を尊重しつつ、同時に自己のアイデンティティをもって行動することができる能力を修得している。 4. 異なる価値観や文化的背景をもつ他者と協力し、社会の一員として活躍できる能力と生涯にわたる就業力を身につけている。

<p>教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法：https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/international/international-policy.html)</p>
<p>(概要)</p> <p>【国際学部国際学科の教育課程の編成・実施の方針（CP）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コース制による学修と卒業要件、学修・留学・進路支援制度 2. 基礎から専門発展科目へつながる幅広い人文・社会科学等を通じた学際的学修 3. 実践的なコミュニケーション能力の育成 4. 1年次からの海外体験、多彩な留学プログラム等の国際教育プログラム 5. 少人数・双方向型、実践型教育 6. 異文化理解と多文化共生を育む国際色豊かな教育空間 7. 体系的なキャリア教育と特別プログラム・資格取得支援
<p>入学者の受入れに関する方針 (公表方法：https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/international/international-policy.html)</p>
<p>(概要)</p> <p>【国際学部国際学科の入学者受入れの方針（AP）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の建学の理念、使命及び国際学部国際学科の教育目的を理解し、以下のような目標、意欲を持っている。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 異文化理解・多文化共生への関心を高め、グローバル化する現代社会の諸問題について理解しようとする意欲を持っている。 (2) 海外体験・留学など多様な機会を活かし、豊かな国際感覚と英語を中心とした国際コミュニケーション能力を身につけようとする意欲を持っている。 (3) 幅広い教養と専門性を備え、チームワークとリーダーシップを発揮して、国際的な領域におけるビジネス・市民社会で活躍しようとする意欲を持っている。 2. 高等学校で学習する国語、英語、歴史、公民、地理、数学などについて、高等学校卒業相当の基礎学力を有している。 3. 高等学校等での学習・活動を通して、英語をはじめとする外国語の資格を取得したり、様々な国際交流活動やスポーツ・文化活動、ボランティア活動などに取り組んだ経験を有している。 4. 社会的事象に対して知的関心を持ち、自身の考えをまとめ、その考えを表現することができる。また、主体性を持って多様な人々とともに学ぶ態度を持っている。 5. 上記のような資質のある者に対して、素養をはかるためにAO入試、推薦試験、一般試験などの入学者選抜を実施して、多面的・総合的に評価することによって多様な個性・能力を持つ人材を受け入れる。

②教育研究上の基本組織に関すること

<p>公表方法：https://www.keiho-u.ac.jp/about/organization/</p>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
—	2人	—					2人
経済学部	—	12人	6人	0人	1人	0人	19人
経営学部	—	16人	2人	0人	1人	0人	19人
法学部	—	12人	11人	0人	0人	0人	23人
国際学部	—	11人	6人	0人	3人	0人	20人
教養部	—	8人	7人	0人	1人	0人	16人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0人		198人					198人
各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等)	公表方法						
		https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/teacher/index.html?filter=economics					
		https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/teacher/?filter=business					
		https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/teacher/?filter=international					
		https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/teacher/?filter=law					
	https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/teacher/?filter=study						
	https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/teacher/?filter=grad						
c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							
1) FDに係る全学マネジメント							
<p>学長が議長となり、理事長、常務理事、副学長、学長補佐、各学部長・教養部長、教務部長、法人本部副部長、事務局長、キャリアセンター次長兼学生部次長、庶務課長、教務課長、キャリア支援課長、入試課長等で構成される「学長会議」を定例で開催し、各学部のFD計画や取り組み状況、授業の内容及び方法の改善に関する取り組み等について報告し、検討を行っている。</p> <p>また、学長が議長となり、理事長、常務理事、副学長、学長補佐、各学部長・教養部長、教務部長、事務局長、各学部長補佐・教養部長補佐、教務部副部長・教務部長補佐、法人本部副部長、国際教育交流センター部長、キャリアセンター次長兼学生部次長、教務課長、入試課長、キャリア支援課長、庶務課長、各学部教授会書記・教養部教授会書記等で構成される「学部長会議」を設置し、各学部・教養部の教授会議事録について報告し、各学部・教養部の教育活動やFDの実施状況等について検討を行っている。</p>							
2) 各学部・教養部の教授会規程において、学長が決定を行うに当たり、教授会が意見を述べる事項として、「ファカルティ・ディベロップメントに関する事項」を定め、FD活動を推進している。							
<p>そして、FD活動を推進するため、各教授会のもとにFDに関する委員会（FD委員会）を置き、各学部・教養部の専任教員が委員となり、毎月1回のペースを基本として開催し、授業の内容及び方法の改善を図るための活動を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済学部 FD委員会 ・経営学部 FD委員会 ・法学部 FD委員会 ・国際学部 FD委員会 ・教養部 FD委員会 							

3) 授業内容・方法の改善に向けて、各学部・教養部において、以下の取組み等を実施している。

①教員 FD 研修
 新任教員研修会の実施（例年 3 月）
 テーマ別研修会の実施（キャリア支援、演習改革、ICT 活用等）

②シラバスの作成に関する FD
 シラバス作成のためのガイドラインに関する教授会での審議
 シラバスの教員相互の検証と改善

③教員相互の授業参観
 全専任教員を対象に、年 2 回（春学期・秋学期）実施。年 1 回の参観を必須化。
 参観後は、参観報告書を作成し、授業担当教員に報告。
 参観報告書を取りまとめ、学部長に報告。以降の FD 活動の資料として活用。

④学生による授業・学修評価アンケート
 全ての開講授業科目について、年 2 回（春学期・秋学期）実施。
 授業評価アンケートの結果については履修学生に公表し、担当教員のコメントも公表。
 アンケート結果に基づき、「授業改善報告書」を作成するなど、授業改善を推進。

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等

学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
経済学部	200 人	231 人	115.5%	920 人	1,092 人	118.7%	—	69 人
経営学部	200 人	213 人	106.5%	600 人	660 人	110.0%	—	11 人
法学部	260 人	262 人	100.8%	1040 人	1,124 人	108.1%	—	18 人
国際学部	200 人	214 人	107.0%	680 人	789 人	116.0%	—	33 人
合計	860 人	920 人	107.0%	3240 人	3665 人	113.1%	—	131 人

(備考) 本学では編入学定員を設けていない。

b. 卒業生数、進学者数、就職者数

学部等名	卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
経済学部	329 人 (100%)	22 人 (6.7%)	261 人 (79.3%)	46 人 (14.0%)
法学部	228 人 (100%)	5 人 (2.2%)	186 人 (81.6%)	37 人 (16.2%)
国際学部	149 人 (100%)	8 人 (5.4%)	110 人 (73.8%)	31 人 (20.8%)
合計	706 人 (100%)	35 人 (5.0%)	557 人 (78.9%)	114 人 (16.1%)

(主な進学先・就職先) (任意記載事項)
【主な進学先】
 神戸大学大学院、神戸大学法科大学院、大阪大学大学院、大阪府立大学大学院、和歌山大学大学院、一橋大学大学院、名古屋大学大学院、立命館大学法科大学院、関西学院大学大学院、関西大学会計専門職大

学院 他 【主な就職先】 (株)ファーストリテイリング, 日本マクドナルド(株), センコー(株), (株)セブン-イレブン・ジャパン, 東洋水産(株), (株)ニチレイ, (株)ユナイテッドアローズ, (株)ニトリ, 富士ソフト(株), 積水ハウス不動産中国四国(株), 大和リビングマネジメント(株), ミサワホーム四国(株), リコージャパン(株), ルートインジャパン(株), (株)関西みらい銀行, (株)近畿しんきんカード, 住友生命保険(相), 豊田司法書士事務所, (一社)日本情報経済社会推進協会, (一社)京都市都市整備公社 他 国家公務員一般職(関東農政局), 国税専門官, 兵庫県庁, 大阪市役所, 城陽市役所, 大阪府警察本部, 兵庫県警察本部, 奈良県警察本部, 京都府警察本部, 群馬県警察本部, 沖縄県警察本部, 東京消防庁, 大阪市消防局, 和泉市消防本部, 奈良県広域消防組合消防本部, 相楽中部消防組合 他 (備考)
--

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数 (任意記載事項)					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
経済学部	335人 (100%)	256人 (76.4%)	29人 (8.7%)	50人 (14.9%)	0人 (0%)
法学部	298人 (100%)	213人 (71.5%)	32人 (10.7%)	53人 (17.8%)	0人 (0%)
国際学部	162人 (100%)	117人 (72.2%)	14人 (8.6%)	31人 (19.1%)	0人 (0%)
合計	795人 (100%)	586人 (73.7%)	75人 (9.4%)	134人 (16.9%)	0人 (0%)
(備考)					

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<p>(概要) 【様式第2号の3より再掲】 本学では、経済学部、経営学部、法学部及び国際学部において、令和3年度の授業計画書(シラバス)の作成及び公表について、以下のとおり実施している。</p> <p><令和3年度 授業計画書(シラバス)の作成過程> 1) 令和2年11月、教務委員会及び各学部・教養部教授会において、「2021年度シラバス作成のためのガイドライン」(以下、シラバス作成ガイドライン)について審議・了承。 シラバス作成ガイドラインでは、授業の目的及び概要、各回の授業計画・内容、学修の到達目標、授業の方法、成績評価の方法・基準等に関する記載内容や記載方法、留意点等が示されており、授業を担当する教員は、このシラバス作成ガイドラインに基づき授業計画書(シラバス)を作成することとなっている。 2) 令和2年11月～令和3年2月にかけて、授業担当教員が、授業計画書(シラバス)を作成。</p> <p><シラバスの記載項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・科目ナンバリング ・授業の目的及び概要 ・DPとの関連 ・学修の到達目標 ・授業の方法

- ・フィードバックの方法
- ・アクティブ・ラーニングの取組み
- ・実務経験のある教員による授業科目
- ・テキスト・参考書
- ・成績評価の方法・基準
- ・各回の授業計画・事前事後学修
- …など

3) 令和2年12月～令和3年2月にかけて、各学部長・教養部長の責任のもと、全ての授業計画書（シラバス）について、授業担当教員以外の教員が、「シラバス作成ガイドライン」に沿って、授業計画書（シラバス）の記載内容が適正であるかといった観点から検証作業を実施。検証の結果、改善が必要な事項については、シラバスを作成した教員に報告し、必要な改善を行った。

4) 令和3年3月、授業計画書（シラバス）の公表。

公表方法は、本学のホームページに掲載。

<https://www.keiho-u.ac.jp/life/study/syllabus.html>

< 授業計画書の作成・公表時期（令和3年度 授業計画書） >

- 1) 授業計画書の作成時期：令和2年11月～令和3年2月
- 2) 授業計画書の公表時期：令和3年3月

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要) 【様式第2号の3より再掲】

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

本学では、経済学部、経営学部、法学部及び国際学部において、各授業科目の学修成果の評価に係る取組について、以下のとおり実施している。

- 1) 単位授与及び成績評価については、以下のとおり、学則及び各学部履修規程において定めている。

【学 則】

- 第10条 学生は、指定された期日以内に履修希望の授業科目を届け出て承認を得なければならない。
- 第11条 授業科目修了の認定は、筆記又は口述による試験その他適当な方法による。ただし、演習、実験、実習及び体育の実技等は、平常の成績によることができる。
- 第12条 授業科目修了の認定は、学期末又は学年末に行う。
- 第13条 授業科目修了の認定は、秀・優・良・可・不可に分け、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。
- 第14条 合格した授業科目については、所定の単位の修得を認める。

【経済学部履修規程】

(試験の区分)

- 第14条 試験は、定期試験、臨時試験、追試験及び卒業再試験とする。
 - 2 定期試験は、学期末試験期間中に行う試験をいう。
 - 3 臨時試験は、担当教員が必要に応じて臨時に行う試験をいう。
 - 4 追試験は、病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受けることができない

かった者に対して行う試験をいう。

- 5 卒業再試験は、当該年度の卒業予定者で、定期試験に不合格となったときに、その試験に合格することによって卒業要件を満たすことができるものに対して行う試験をいう。

(成績評価等)

第15条 成績評価は、試験その他平素の成績を総合して行うものとする。

- 2 成績は、最高評点を100点、合格点を60点以上とし、成績評価の評語、GP (Grade Point)、評点及び評価基準は、次のとおりとする。

評語	GP	評点	評価基準	
秀	S	4	90点以上	各授業科目に定める学修の到達目標を達成し、特に優れた成果を修めている。
優	A	3	80点以上 89点以下	各授業科目に定める学修の到達目標を達成し、優れた成果を修めている。
良	B	2	70点以上 79点以下	各授業科目に定める学修の到達目標を達成し、良好な成果を修めている。
可	C	1	60点以上 69点以下	各授業科目に定める学修の到達目標を達成している。
不可	D	0	59点以下	各授業科目に定める学修の到達目標を達成していない。

- 3 編入学、留学及び技能資格等により単位を認定した科目の評価は、「認定」とする。

- 4 GPA (Grade Point Average) の算定は、次の計算式による。ただし、第4条に定める卒業に要する単位数に含まれない科目及び「認定」と評価した科目については、GPAの算定には含めない。

$$GPA = (\text{履修科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の総和} / (\text{履修科目の総単位数})$$

※経営学部、法学部、国際学部履修規程の該当箇所については、上記経済学部履修規程と同様の内容のため省略する。

- 2) 各授業科目の具体的な成績評価の方法及び基準については、授業計画書(シラバス)の「成績評価の方法・基準」の項目において、具体的に記載している。授業計画書(シラバス)の「成績評価の方法・基準」は、本学ホームページに公表し、学生にあらかじめ示している。

- 3) 担当教員は、上記1)の学則及び各学部履修規程の規定のもと、2)の授業計画書(シラバス)に記載された「成績評価の方法・基準」のとおり、学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、各授業科目の学修成果を厳格かつ適正に評価し、これに基づき、単位の認定を行っている。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

本学では、経済学部、経営学部、法学部及び国際学部において、客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組について、以下のとおり実施している。

< GPA等の客観的な指標の具体的な内容(指標の算出方法など) >

各学部の履修規程において、GPAを以下のとおり定めている。

【経済学部履修規程】

(成績評価等)

第15条 成績評価は、試験その他平素の成績を総合して行うものとする。

- 2～3 (略)

4 GPA (Grade Point Average) の算定は、次の計算式による。ただし、第4条に定める卒業に要する単位数に含まれない科目及び「認定」と評価した科目については、GPAの算定には含まない。

$$GPA = (\text{履修科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の総和} / (\text{履修科目の総単位数})$$

※経営学部、法学部、国際学部履修規程の該当箇所については、上記経済学部履修規程と同様の内容のため省略する。

<客観的な指標の算出方法の公表>

GPAの算出方法については、以下のとおり、本学ホームページに掲載し、公表している。

<https://www.keiho-u.ac.jp/life/study/>

<客観的な指標の適切な実施状況>

GPAの実施については、各学生の履修科目の成績に基づき、上記のGPAの算出方法(計算式)により、GPAを算出している。算出したGPAは、成績通知書に記載し、学生に通知している。

<成績の分布状況の把握>

添付資料の「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」のとおり、学部学科毎の成績の分布状況について把握をしている。

また、授業科目別GPAの一覧及び分布状況について、教務委員会及び各学部・教養部教授会において報告し、確認をしている。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本学では、卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組について、以下のとおり実施している。

<卒業の認定に関する方針の具体的な内容>

卒業の認定に関する方針については、各学部学科で「学位授与の方針(DP)」を以下のとおり定め、本学ホームページに公表している。

【経済学部経済学科の学位授与の方針(DP)】

経済学部経済学科では、学士課程教育を通して以下の知識・能力を身につけている学生に対して「学士(経済学)」の学位を授与する。

1. 経済理論に関する専門知識と経済学的思考能力を身につけている。
2. 国際経済、都市経済、現代日本経済といった専門分野に関する深い知識を修得するとともに、グローバル経済と日本経済における諸課題を理解し、解決策を提案する能力を身につけている。
3. 経済理論の専門知識を応用し、経済全体の動向や諸問題を考察するための「実学としての経済学」を身につけている。
4. 情報活用能力、数的処理能力、日本語及び外国語能力、コミュニケーション能力とともに幅広い教養及び国際感覚を身につけている。
5. 経済学的思考を用いて、幅広い経済社会の一員として行動できる能力を身につけている。

【経済学部経営学科の学位授与の方針(DP)】

経済学部経営学科では、資金調達、人材の育成、マーケティングなど企業をはじめとする組織の経営の現状や課題を理解し、社会や継続的事業体の内部において、顧客・同僚など他者の気持ちを推察しながら、的確な行動ができるとともに、グローバル化する

現代ビジネスの諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指している。学士課程教育を通して以下の能力を身につけている学生に対して「学士（経営学）」の学位を授与する。

1. 日本語及び外国語の活用能力、数的処理能力、情報活用能力とともに幅広い教養及び国際感覚を身につけている。
2. 経営学を中心とする幅広い専門知識を身につけている。
3. 企業をはじめとする組織の経営問題を理解し、その解決の方法を考える力を身につけている。
4. 他の人々と協働し、企業をはじめとする組織の一員として活躍できる能力を身につけている。

【経営学部経営学科の学位授与の方針（DP）】

経営学部経営学科では、その教育目的である「経営学を中心とする幅広い専門知識と多様な応用能力を修得し、技術革新やグローバル化の進展によって産業や社会システムが変化する中で、実践的な課題解決力を備え、現代ビジネスの諸課題に主体的・創造的に対応できる人材の育成」を目指しており、学士課程教育を通して以下の知識・能力を身につけている学生に対して「学士（経営学）」の学位を授与する。

1. 経営学の基礎的な概念・理論・命題を理解した上で、経営管理論・商学・会計学といった経営学の諸領域から多様な知識や技能を身につけ、経営において生じる諸課題を解決する力を身につけている。
2. 情報活用能力、数的処理能力、日本語及び英語運用能力、コミュニケーション能力とともに幅広い教養及び国際感覚を身につけている。
3. 他者と協働しながら主体的に判断し、リーダーシップをもって行動する力を身につけている。
4. 産業や社会システムが変化するなかで、柔軟な発想と行動力をもって、新たな価値を創造していく力を身につけている。

【法学部法律学科の学位授与の方針（DP）】

法学部法律学科は、個人から国家間の諸関係に至るまでの現代社会の当面する諸課題を理解し、正義と公平に基づく法的素養を持って、その解決策を考える市民の育成を目指している。具体的には、法に基づいて紛争を解決する弁護士などの法律専門職、法治国家の担い手である公務員、コンプライアンスに対する考え方や意識を身に付けた企業などで働く人々の育成である。学士課程教育によって、以下の能力を身につけている学生に対して「学士（法学）」の学位を授与する。

1. 自由、平等、民主主義などの価値原理を基礎とする、法と政治に関する基本的専門知識を体系的に理解している。
2. 個人から国家に至るまで当事者間で発生する諸課題を理解し、法的知識・技能をもとにして、多様な価値観や利害関係に適した解決策を考える力を身につけている。
3. グローバル化する現代社会の一員として、他者と協調・協働できる能力を身につけている。
4. 論理的な思考力と豊かな表現力とともに幅広い教養および実践感覚を身につけている。

【国際学部国際学科の学位授与の方針（DP）】

国際学部国際学科は、異文化理解・多文化共生を育み、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション能力を身につけるとともに、幅広い教養と専門性を備え、チームワークとリーダーシップをもって、国際的なビジネス・市民社会で活躍できる人材の育成を目指している。国際性と学際性を特質とする学士課程教育によって、以下の能力を身に

つけている学生に対し、「学士（国際学）」の学位を授与する。

1. グローバル化する現代社会の諸問題を理解し、理論と知識をもってその解決に向けて自ら考え、取り組む姿勢を身につけている。
2. 英語を中心として、国際コミュニケーションに必要なコミュニケーションのツールとスキルを活用する能力を修得している。
3. 国際社会の多様性を尊重しつつ、同時に自己のアイデンティティをもって行動することができる能力を修得している。
4. 異なる価値観や文化的背景をもつ他者と協力し、社会の一員として活躍できる能力と生涯にわたる就業力を身につけている。

以上の学位授与の方針（DP）に基づき、各学部学科の卒業の要件を定めている。卒業要件については、以下の本学ホームページに掲載し、公表している。

<https://www.keiho-u.ac.jp/life/study/>

<卒業の認定に関する方針の適切な実施状況>

卒業の認定に関する方針の実施については、経済学部、法学部及び国際学部において、以下のとおり、学則、各学部履修規程及び各学部教授会規程に基づき、卒業判定を行い、適切に実施している。（経営学部は令和元年度開設のため、卒業の認定については未実施。）

【学 則】

第15条 4年以上在学して、所定の授業科目につき定められた単位を修得した者には、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。

【経済学部履修規程】

第16条 4年以上在学し、経済学部の所定の課程を修めた者には、卒業を認定する。
2 春学期末において所定の課程を修めた者には、春学期末の卒業を認定する。

【経済学部教授会規程】

第2条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、再入学及び卒業
 - (2) 学位の授与
- (以下、略)

※法学部及び国際学部の履修規程及び教授会規程の該当箇所については、上記経済学部の履修規程及び教授会規程と同様の内容のため省略する。

- 1) 卒業要件に基づく卒業判定案の作成
教務部が、各学部学科の卒業要件に基づき、卒業判定案を作成。その後、教務委員会において、卒業判定案について審議し、各学部教授会に諮ることを了承。
- 2) 教授会の審議
各学部教授会において、卒業判定案について審議し、学長が卒業を決定するに当たり、教授会の意見を述べる。
- 3) 学長による卒業の認定
教授会の意見を受け、学長が卒業判定案に係る稟議を決裁し、卒業を認定する。
- 4) 卒業発表
学長の稟議決裁後、卒業合格者を発表する。

学部名	学科名	卒業に必要となる 単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
経済学部	経済学科	124 単位	有	年間 48 単位
	経営学科	124 単位	有	年間 48 単位
経営学部	経営学科	124 単位	有	年間 48 単位
法学部	法律学科	124 単位	有	年間 48 単位
国際学部	国際学科	124 単位	有	年間 48 単位
G P Aの活用状況 (任意記載事項)		公表方法 : https://www.keiho-u.ac.jp/life/study/		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法 : https://www.keiho-u.ac.jp/career/s-course/ https://www.keiho-story.jp/ https://www.keiho-u.ac.jp/about/fd/		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<p>公表方法 :</p> <p>キャンパス概要、運動場施設概要その他の教育研究環境</p> <p>https://www.keiho-u.ac.jp/about/campus/hanaoka.html</p> <p>https://www.keiho-u.ac.jp/about/campus/yao.html</p> <p>https://www.keiho-u.ac.jp/library/</p> <p>https://www.keiho-u.ac.jp/library/use/facility.html</p> <p>https://www.keiho-gallery.jp/</p> <p>https://www.keiho-u.ac.jp/international-exch/ciee/</p> <p>https://www.keiho-u.ac.jp/faculty/ict/</p> <p>主な交通手段等</p> <p>https://www.keiho-u.ac.jp/about/campus/access.html</p>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考(任意記載 事項)
経済学部	経済学科 1年	996,000円	200,000円	—	—
経営学部	経営学科 1年				
法学部	法律学科 1年				
国際学部	国際学科 1年				
経済学部	経済学科 2年	1,016,000円	—	—	—
経営学部	経営学科 2年				
法学部	法律学科 2年				
国際学部	国際学科 2年				
経済学部	経済学科 3年	1,036,000円	—	—	—
経営学部	経営学科 3年				
法学部	法律学科 3年				
国際学部	国際学科 3年				
経済学部	経済学科 4年	1,056,000円	—	—	—
経営学部	経営学科 4年				
法学部	法律学科 4年				
国際学部	国際学科 4年				

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組

(概要)

(履修指導・支援)

学生の学修を支援するため、新入生に対して、入学直後に「新入生セミナー」を開催し、各学部の教育課程や修学にあたり把握しておくべき諸事項、履修登録にあたっての重要科目の紹介等を行っている。2年次以降も毎年度、学期開始前に、各学部・各学年ごとに履修ガイダンスや演習クラスミーティング等を実施し、各年次に応じた履修上の重要事項や注意点等について説明し、各学生に応じた個別の履修指導等を行っている。また、これらのガイダンス等に加え、教務課で履修等に関する各種相談を随時受け付けている。

(演習での個別支援)

学期中は、演習担当教員による演習所属学生との全員面談や個別の修学指導・支援等を行っている。

(教員によるオフィスアワー)

教員が指定した特定の曜日・時限・場所に、学生が訪れて、授業の内容や学修上の問題等について質問や相談を行えるオフィスアワー制度を実施している。2021年度春学期は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、メールや電子掲示板での質疑応答やZOOMでの個別面談等を中心とし、必要に応じて対面での実施も行っている。

(父母懇談会)

父母・保護者向けの説明会・懇談会を例年開催し、修学状況の報告やご父母・保護者と演習担当教員との個別懇談等を実施している。2021年度は新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、開催方法について検討する。

b. 進路選択に係る支援に関する取組

(概要)

(専門教育との連動した正課内でのキャリア教育)

初年次から段階的に社会観・職業観を養い、社会的職業的自立に必要な就業力を育成する正課内でのキャリア教育を学部専門教育と連携して展開している。1年次では、キャリア形成を行う基盤（社会・職業・業界（企業）理解）と汎用的基礎力を養いながら、学生生活と進路の選択肢を拡大し、2年次では、生涯にわたる多様なキャリア形成に必要な汎用的な能力や態度、社会人基礎力を育成し、社会・職業への移行を見据えたキャリア教育を展開している。3年次では、自己分析や企業研究を通して、学修してきた専門分野と社会との接点の考え、職業選択に対する価値基軸を形成するとともに、採用選考を想定した実践的なカリキュラムにより、自身のキャリアを決定する力を醸成している。

(希望進路の実現に向けた正課外における就業力育成プログラム)

正課外でのキャリア支援では、学部の進路特性や就業意識の発展段階に応じた就業力育成プログラムを展開している。職業観の醸成及び就業意識向上を目的とした採用担当者による業界研究セミナー等で最新の業界動向や求められる資質や能力を認識し、視野を広げ、働くイメージを具体化している。また、国内外における企業や官公庁等、幅広い受入事業所からの協力のもと、全学年を対象にインターンシッププログラム（就労体験）を実施し、社会人を体験することから就業力の育成を図っている。さらに、就職活動対策としては、合宿研修（2泊3日）や筆記試験対策講座をはじめ、採用選考で求められる基本的な就職活動知識の向上を目的としたキャリアガイダンスを実施し、幅広い学生の希望進路を網羅したキャリア支援プログラムを実施している。

(学生のキャリアプランの充実と実社会で役立つ資格取得支援)

上記の各種キャリア支援に加え、エクステンションセンターでは、志望する進路達成へのモチベーション向上と基礎的なビジネススキルの養成に繋がる各種の資格講座を開講し、就職後、自らに役立つ資格取得に向けての支援を展開している。

(充実した進路・就職支援体制)

以上の取り組みに加え、キャリアセンターでは、専門のキャリアコンサルタント（国家資格）による進路・個別相談をはじめ、官公庁OBや社会領域での経験豊富な教職員による相談体制を整えている。また、3年次には全員に進路面談を行い、就職活動期（4年次）においては、提出書類の添削指導や模擬面接等、きめ細やかな個別指導を行っている。さらに、3年生・4年生の全学生に専任のキャリアサポートスタッフを配置し、卒業までの手厚い体制によって学生の進路支援を行っている。

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

(概要)

(学生の心身の悩みや不安、配慮を要する学生への支援)

本学では、学生が抱える心身の悩みや不安に対応するため、学生相談室にカウンセラー（臨床心理士）を配置し、花岡キャンパス・八尾駅前キャンパスでカウンセリングを行っている。配慮を要する学生に対しては、保護者並びに関連部門、授業担当教員との連携を図りながら、学生個々のニーズや特性に応じて、学修支援（授業や定期試験時における配慮）や生活支援（通学や教室間の移動時における支援）、キャリア支援（求人先の紹介等）を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での面談が困難な場合は、メール・電話相談・オンライン相談で、学生・保護者への対応を行っている。

(新入生への心身の健康に係る支援)

心身における健康上の問題（身体障がいや発達障がい、その他の精神健康上の障がいや疾患等）を抱える新入生に対しては、学生・保護者との事前相談により、学生個々の状況を把握し、一人ひとりの状況に応じた支援を行っている。新学期には、教務課、演習担当教職員との連携を図りながら、心身の健康に加え、大学生活における不安や悩みを抱えている新入生に対し、相談・支援を行っている。

(学生の健康管理と感染予防対策)

医務室に医師、看護師を配置し、感染症予防への啓発活動をはじめ、突発的な疾病に対する応急処置や保健指導、健康相談を実施し、学生の健康管理と予防対策を行っている。また、保健所及び食堂業者等との連携を図りながら、熱中症対策や食生活に関する講習会・相談会を開催し、学生の健康管理に努めている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：ホームページによる公表

<https://www.keiho-u.ac.jp/about/publication/>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	F127310108161
学校名	大阪経済法科大学
設置者名	大阪経済法律学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		580人	551人	599人
内 訳	第Ⅰ区分	334人	342人	
	第Ⅱ区分	141人	119人	
	第Ⅲ区分	105人	90人	
家計急変による支援対象者（年間）				-
合計（年間）				604人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下)	—		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	—		
「警告」の区分に連続して該当	0人		
計	13人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡つて認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	—	前半期	後半期

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	—		
GPA等が下位4分の1	100人		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	93人		
計	127人		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。